

ベビーフード添加物リスト

平成 29 年 1 月 20 日現在

ベビーフード自主規格（第 V 版） I. ベビーフードの製品規格 7. 食品添加物の規定により使用できる食品添加物を以下の通り定める。

1) 食品添加物

食品添加物名	主な用途
レシチン	乳化剤
カロブweenガム、キサントガム、グアガム、タマリンドシードガム、ペクチン	安定剤
アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、カードラン	増粘剤
L-アスコルビン酸、抽出トコフェロール	酸化防止剤
クエン酸三ナトリウム	調味料
クエン酸	酸味料
水酸化カルシウム、粗製海水塩化マグネシウム、炭酸水素ナトリウム、トレハロース、グルコノデルタラクトン（豆腐用凝固剤の用途に限る）、塩化マグネシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、塩化カルシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、硫酸カルシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、硫酸マグネシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、	製造用剤

注) 加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン）については製品中（「ドライタイプベビーフード」にあつては標準濃度に調製したもの）に残存する量（複数の加工デンプンを併用する場合はその合計値）が 5% を超えてはならない。

2) 香料

オレンジ、もも、りんご

※ 上記に記した天然物を主たる基源物質とする。

3) 栄養強化（補給）剤

栄養素名	食品添加物
カルシウム	貝カルシウム、グルコン酸カルシウム、骨焼成カルシウム、炭酸カルシウム
鉄	クエン酸第一鉄ナトリウム、ピロリン酸第二鉄、
ビタミン C	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム